

次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について

次のインフルエンザ流行に備えた体制整備の概要 (令和2年9月4日 事務連絡)

趣 旨

- 例年、**季節性インフルエンザの流行期には多数の発熱患者が発生**しており、今年度も同程度発生を想定する
 - これまでの医学的知見に基づけば、季節性インフルエンザとCOVID19を**臨床的に鑑別することは困難**である
- ⇒**これらをふまえ、次のインフルエンザ流行に備えた策を講ずる**

概 要

1. **地域の実情に応じて、多くの医療機関で発熱患者等を相談・診療・検査できる体制を整備する**
 - (1) **新たな相談体制の整備**

地域において、かかりつけ医等の**身近な多くの医療機関で発熱患者等の相談を受ける**体制を整備
 - (2) **「診療・検査医療機関（仮称）」の指定**

既存の帰国者・接触者外来等も含め、発熱患者等の診療又は検査を行う医療機関を指定し、地域において、かかりつけ医等の**身近な多くの医療機関で発熱患者等の診療・検査を行う**体制を整備
 - (3) **「受診・相談センター（仮称）」の設定**

上記体制の整備により、帰国者・接触者相談センターは、**従前の役割を解消**することとなり、今後は、**住民が相談する医療機関に迷った場合の相談先**となる**「受診・相談センター（仮称）」**として役割を担う
 - (4) **発熱患者等に対する受診方法と診療体制の周知・広報**

体制整備状況に応じて、本年10月以降の発熱患者等の医療機関の**相談及び受診方法**を自治体のホームページや機関紙等を用いて**広く住民に周知**
 - (5) **検査体制の強化**

検査体制については、今秋冬は**多数の検査需要が生じる**ことに留意し、検査協力医療機関の増加による検体採取の体制整備と併せた、**検査分析の能力を向上**を図る
2. **インフルエンザワクチンの供給量を確保しつつ、効率的なワクチン接種を推進**
3. **「新しい生活様式」をはじめとする感染症対策を推進**

その他

10月中を目処に体制整備を完了し、発熱患者等の相談又は診療・検査可能な医療機関として**指定される医療機関**について、都道府県から**厚生労働省へ報告**

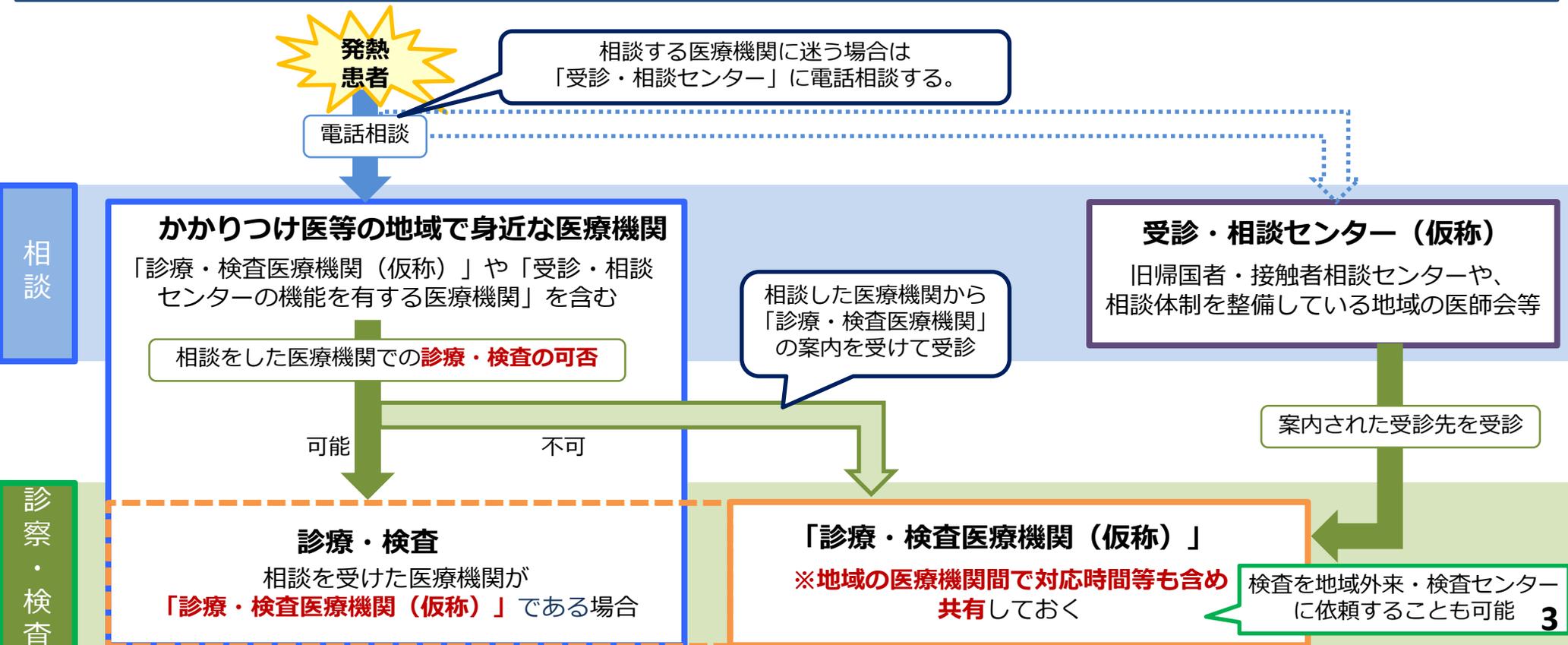
発熱症状のある方の相談・受診の流れ (令和2年9月4日 事務連絡 一部改編)

<住民に対して周知する事項>

- 発熱等の症状が生じた場合には、**まずはかかりつけ医等の地域で身近な医療機関に、電話相談**すること。
- 相談する**医療機関に迷う場合には、「受診・相談センター」に相談**すること。

<都道府県や地域の医療関係者が整備する事項>

- 発熱患者等から相談を受けた際に、適切な医療機関を速やかに案内できるよう、「**診療・検査医療機関**」とその**対応時間等を、地域の医療機関や「受診・相談センター」間で随時、情報共有**しておくこと。
- その上で、**地域の医師会等とも協議・合意の上、「診療・検査医療機関」を公表する場合は、自治体のホームページ等でその医療機関と対応可能時間等を公表**する等、患者が円滑に医療機関に受診できるよう更なる方策を講じること。



趣 旨

- 季節性インフルエンザ及びCOVID19の検査においては、上気道検査を中心に医療従事者に一定の暴露が想定されるため、**各種のガイドラインなどにおいて、PPEの装着が推奨**されている
- 季節性インフルエンザの流行に伴い**発熱患者等に接する機会が増加する**ことが想定される
⇒**医療従事者の安全を確保し、医療従事者のCOVID19の感染リスクを低減させるため、「診療・検査医療機関」に対してPPEを無償で配布する**

概 要

1. 配布するPPEについて

- 各種ガイドラインにおいて、装着が推奨されている**サージカルマスク、フェイスシールド、長袖ガウン、手袋**を「診療・検査医療機関」に配布する。

2. PPEの配布スキームについて

- 「診療・検査医療機関」への**PPEの配布は、原則として都道府県**より行う。
- 都道府県は、一定期間ごとに圏内で**必要なPPE数の見込みを算出し、国に要望**する。
- 「診療・検査医療機関」ごとの必要情報を事前に国に送付する場合には、**国から**当該「診療・検査医療機関」へ初回配布分の**PPEを直接配布**する。また、**2回目以降の配布についても**、予め設定する期限までに、必要情報を国に送付することで**国から直接配布が行われる予定**。

その他

- 国から「診療・検査医療機関」への**直接配布を希望する場合**には、所在地や必要PPE量などの**必要情報を、10月1日までに国に報告**

基本的な考え方

- 「**新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組**」(令和2年8月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)を踏まえた対応を都道府県に要請
- 次のインフルエンザ流行に備え、都道府県において**ピーク時の検査需要を踏まえた**検体採取対応力、検査(分析)能力等の設定(**検査体制整備計画の策定**)を行い、必要な対策を実施

検査需要の把握

- ①新型コロナウイルス感染症固有の検査需要、②**インフルエンザの流行に伴う発熱患者等の検査需要(※)**を**合計して**ピーク時の検査需要の見直しを作成
- ※インフルエンザの流行ピーク週の検査需要(インフルエンザ年間検査数の1割程度と想定)を診療日(5~6日)で除して、ピーク時の検査需要を見込む

検査体制の点検と対策

- ピーク時における検体採取体制及び検査(分析)体制については、①新型コロナウイルス感染症固有の検査需要を少なくとも**1割程度上回る能力(※)**、②インフルエンザの流行に伴う発熱患者等の検査需要に対応する能力をあわせて確保
- ※検査体制を最大限稼働することを前提として、検査に関する広域的な連携体制を構築するとともに、地域の感染状況を踏まえた幅広い検査や院内・施設内対策の強化、感染拡大時の検査需要の変動、市区町村における一定の高齢者等の希望による検査等も勘案して設定

【相談体制】

- ◆ かかりつけ医等の地域で身近な医療機関での相談体制の確保
- ◆ 受診・相談センターの体制維持・確保

≪指標≫

- ・ 発熱患者等の相談に対応するかかりつけ医等の医療機関数
- ・ 相談から検査、結果判明までの日数

【検体採取体制】

- ◆ 診療・検査医療機関の指定
- ◆ 検査センターの対応力強化

≪指標≫

- ・ 検体採取対応力(件/日)

【検査(分析)体制】

- ◆ インフルエンザ流行期における発熱患者への抗原キットの活用
- ◆ 抗原定量検査・PCR検査の活用

≪指標≫

- ・ 検査機関・検査手法ごとの検査(分析)能力(件/日)

「診療・検査医療機関（仮称）」に係る財政支援について

インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業

事業目的

国による直接執行（予算額：2,068億円）

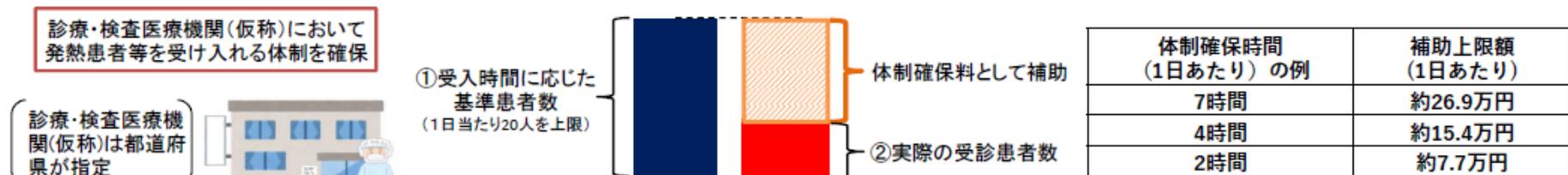
インフルエンザ流行期に備えて、多数の発熱患者等が地域の医療機関において適切に診療・検査を受けられる体制を整備することにより、感染症対策の強化を図る。

事業内容

都道府県の指定を受けた診療・検査医療機関（仮称）が、発熱患者等専用の診察室（時間的・空間的分離を行い、プレハブ・簡易テント・駐車場等で診療する場合を含む）を設けて、発熱患者等を受け入れる体制をとった場合に、外来診療・検査体制確保に要する費用を補助する。

〔補助基準額〕 $13,447円 \times (\text{受入時間に応じた基準患者数} - \text{実際の発熱患者等の受診患者数})$

- ・ 基準となる患者数は、1日あたり20人を上限として、体制確保時間に応じて設定。
- ・ 実際の受診患者が上記基準より少ない場合に、その人数に応じて補助金を交付。



〔体制確保時間7時間、実際の受診患者が5人の場合の例〕

$13,447円 \times (\text{①基準患者数}(20人) - \text{②実際の受診患者数}(5人)) = \text{約}20.2\text{万円/日}$

※ 自院のかかりつけ患者や自院に相談のあった患者のみを受け入れる場合は、基準患者数の1日あたり上限は5人。

※ 実際には全く発熱患者等の受診を受け入れない場合は補助を減額。

※ 診療・検査医療機関（仮称）の指定期間中は、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(G-MIS)及び新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)に必要な情報の入力を行うこと。

(都道府県等や地域の医療関係者における診療体制の整備)

- ・ 発熱患者等から相談を受けた際に、適切な医療機関を速やかに案内できるよう、診療・検査医療機関（仮称）とその対応時間等を、地域の医療機関や受診・相談センター間で随時、情報共有。
- ・ その上で、診療・検査医療機関（仮称）から公表可能と報告のあった医療機関について、地域の医師会等とも協議・合意の上、公表する場合は、自治体のホームページ等でその医療機関と対応時間等を公表する等、患者が円滑に医療機関を受診できるよう更なる方策を講じる。

※ 診療・検査医療機関（仮称）に国から必要な个人防护具を配布。

次のインフルエンザ流行期に向けた本県における受診・検査体制の方向性

<冬期に向けた検査体制の検討>

- 第1波収束後、**6月から秋冬に向けた検査体制**の整備について、**医師会と連携し検討開始**
- 7月の郡市医師会長会議、第3回新型コロナウイルス感染症対策協議会（令和2年7月31日）において、具体的な検体採取方法、検査手法等のパターンを示し、検査方法については、各地域におけるインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症の流行状況や患者の症状などをもとに、**インフルエンザ・新型コロナウイルスの疑い度合い（事前確率）を考慮し、曝露リスクも踏まえて判断**することとした。
- 協議会での協議結果等をふまえ、**県医師会においても秋冬における検査体制の検討が進められている**。

<受診・検査対応の整備>

- 帰国者・接触者外来に加え、**PCRセンターを県内に11か所設置**し、保健所を介することなく、かかりつけ医等の判断でPCR検査を実施できる体制を整備
- 秋冬の検査体制の拡充に向けて、**県医師会と行政検査に係る集合契約を締結**

○本県では、各地域でのPCRセンター及び行政検査の委託に係る集合契約により、かかりつけ医等による発熱患者等の**受診・検査体制を国に先駆けて検討・整備**してきたところであり、県民がかかりつけ医を受診した際に、**医師が検査が必要と判断した患者に対しては広く検査も行える体制**となっている。

○今回、国が示すスキームを基本としつつ、発熱患者等が必要時に円滑に受診・検査を受けることができるよう**本県の実情に応じた形で冬期に向けた体制を整備**していく必要がある。

- ◆ 行政検査に係る**委託契約の締結医療機関のさらなる増加**、**国の財政支援も活用した受診・診療体制の構築**
- ◆ **医療現場の負担軽減の視点**もふまえた相談体制の構築

論点

○ 冬期に向け本県の診療・検査体制をどのように構築していくとよいか。

- ・ かかりつけ医から他の「診療・検査医療機関」の紹介の在り方
- ・ 「受診・相談センター」の体制の在り方